

## 協働事業等評価基準 ヒアリングシート変更点について

変更点	変更前	変更後	変更理由・メリット
名称変更	協働事業等評価基準	市民協働・共創促進事業評価基準	・事業名称に合わせるため
点数制の廃止	協働事業を評価項目ごとに点数評価し、評価者である部会員の平均点を基に、S～Dの最終評価を決定。	点数での評価は取りやめ、協働事業全体（S～C）評価のみとする。	・審査時間が限られている中で、細かい点数評価をすることは審査員の負担となっていた。 ・協働事業全体評価（S～C）のみとすることで、審査員同士が意見交換に集中することができる。
記入方法	項目ごとのヒアリング内容・所感の記入。	項目ごとのヒアリング内容・所感の記入は削除し、大まかな枠取りのみとする。 評価結果に関する総論について記入箇所を追加。	・審査員の負担軽減ができる。 ・評価結果に関する意見を予め示すことができる。
評価項目の変更	主だった評価指標は、協働の原則に基づいた内容。	市民協働・共創促進事業採択者審査基準に合わせた評価内容に変更する。 評価の視点を精査し、重要なもののみ評価する。	・審査、評価項目に一貫性を持たせることで、審査員が評価しやすくなる。
斬新性の削除	昨年度からの評価項目に追記。	「斬新性」の項目の削除又は表現の変更。	・審査段階においてすでに諮られている項目であるため、評価段階では「成果」「どれだけ協働したか」の2点に絞ることで審査員の作業が簡潔になる。 ・「斬新性」はレベルの高いものを求める印象があるため、緩やかな表現に変更する。